

真宗高田派寺院の 越前における盛衰

松原 信之

第一節 高田派の越前における盛衰

一・高田派の成立と十世真慧の越前教化

承元元年（一二〇七）興福寺の告発により専修念仏が弾圧された親鸞は、藤井善信と俗名に替えられて越後国府へ流罪となるが、赦免後、建保二年（一二一四）春頃、常陸国稲田に止住して「教行信証」を著述した。親鸞は弟子を一人も持たず、念仏の信者を同朋・同行と呼んだが、親鸞の二十年間にわたる東国止住によって、太子堂や如来堂を中心に親鸞の小教団が各地に形成され、浄土真宗の発祥の地こそ関東であった。親鸞の直弟の中で代表的な門弟は下野国高田の真仏で、その弟子、顕智・専空と法脈を重ねるなかで、如来堂を中心に「高田阿弥陀寺」（口伝鈔）と称し、

やがて専修寺の寺号を称して高田専修寺教団に発展していった。

高田派の教線は東国から東海地方に進み、特に三河には早くから教団が樹立されていたが越前への布教はこゝが拠点となつたらしい。すなはち、貞治三年（一三六四）成立の「三河念仏相承日記」¹⁾には高田へ参詣する人々の中に「佐塚ノ専性 越前オホノ専光寺」が見え、越前への最初の布教の地となつた。「オホノ専光寺」は親鸞の弟子下野国の高田門徒の真仏の弟子専海のさらに弟子の遠江国佐塚（狭束）の専性の創建と伝えるから、三河から美濃を経て越前穴馬谷から大野盆地へ布教の拠点が移つていたことが知られる。中野専照寺蔵の「八高祖像」は、善導―源空―親鸞―真仏―専海―円善―如道―道性と次第するが、三河からこのように開拓された路線に沿つて越前に入った高田派の円善は、大野から足羽川に下り和田に本覚寺を開創し、さらに如道（如導とも）は足羽郡大町に専修寺を開いた。この親鸞の念仏思想が諸派に分かれ、三門徒派の中野専照寺が創立されると、大野専光寺は友江村に中野専照寺末の専光寺を分

立させ、本願寺派も三代覚如の教化により最勝寺三世專証は覚如より本尊を拝領して田野に最勝寺²⁾を分立したと伝える。高田系も三世顕智が越前を教化したと伝えられ大野専光寺は後に専西寺と改称して大野地方に高田派の勢力を扶植した。

高田専修寺は寛正五年（一四六四）五月、九世定顕が死寂すると、十世真慧は直ちに寺基を下野国から伊勢の一身田に移した。そして、翌寛正六年の「比叡山延暦寺三塔役者達交名」³⁾によれば、当時専修寺は延暦寺の末寺として東塔雑掌に越前風尾勝鬘寺、西塔雑掌に越前新郷専光寺、横河雑掌に伊勢三日月如来寺が担当している。文明九年（一四七七）には、朝廷より専修寺門流の安堵を得、翌年には祈願所となつた⁴⁾。また、畿内布教や朝廷・幕府との交渉の根拠地として近江国坂本に妙林院を経営するが、年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」⁵⁾はこの真慧時代の後期に成立したものと想われる。文明三年本願寺八世蓮如が吉崎を中心に北陸一带に教化を展開すると、これに対抗して真慧も本格的に越前布教に乗り出し越前各所に高田派寺院を確保した。折

立称名寺にはこの時布教に来越した真慧の書状が伝来する。⁶⁾

二・真智の継職と応真派との対立

長享元年（二四八七）加賀国守護の富樫政親が一揆蜂起によって戦死すると、その妻が一子を連れて真慧のもとに逃れて真慧の内室となり、その連れ子が後の応真となった。⁷⁾ 明応五年（一四九六）二月、真慧は「阿児丸（応真か）并諸末寺中」宛に専修寺の讓状を下付しているが、⁸⁾ 応真は僧籍を好まなかったの⁹⁾で、永正八年（一五一一）六月十六日、後柏原天皇の猶子常盤井の宮真智（宮上人と称された）¹⁰⁾を付弟とし、翌九年十月に真慧が死寂すると同九年十一月に真智へ高田専修寺住持職を安堵する後柏原天皇の綸旨¹¹⁾が下され真智は一身田に入寺した。ところが、真慧の後継者を宣言して伊勢国の小坊主中に擁立された応真にも同十年二月に高田専修寺住持職の後柏原天皇の綸旨¹²⁾が下付されたため、¹³⁾ 真智は直ちに同十年五月に応真への綸旨を棄破する¹⁴⁾旨を得て、同十年十二月には改めて高田専修寺住持職を安堵する後柏原天皇の綸旨¹⁵⁾が再下

付され紫衣の勅許も得ている。同十年十月には下野国大内庄高田専修寺も当地の国人塩谷（宇都宮）孝綱・小田政治から真智に安堵され、¹⁶⁾ 同十五年には六か条の法度を制定して末寺に連署誓約¹⁷⁾させている。しかし、¹⁸⁾ 応真も坂本妙林院に隠棲しながら朝廷から同十一年三月に「法眼」位¹⁹⁾に、同十三年十一月には「權少僧都」の位階を獲得してさらに宗務に関与すると、幕府も応真に高田専修寺住持職を安堵して、下野国専修寺雜掌や下野国の宇都宮忠綱・越前国朝倉孝景に対しても違乱を停止させている。²⁰⁾ このような朝廷からの綸旨や位階の乱発は当時の朝廷における経済的な疲弊の補填が背景にあったからである。

このような両派の対立はその後も止まず、これが高田派寺院の衰亡に一層の拍車がかかった。大永二年（一五二二）、真智が応真を付弟とする約を交わして、一旦は両者の和談が成立した。²¹⁾ 大永二年から同五年にかけて門下の各寺は単名または各グループごと²²⁾に和談を承知して専修寺の雑掌の但馬殿・尊乗坊宛に連署請文したが、²³⁾ 真智は越前の大野中夾の専西寺・風尾の勝鬘寺・松木の専光寺・兵庫

の西光寺の四か寺と三河の明眼寺・満性寺など大坊主に擁立され、²⁴⁾ 応真は伊勢の小坊主に支えられて、²⁵⁾ 真智派と応真派の二派の対立はその後も再燃した。大永六年九月三日付「延暦寺東塔院東谷彼岸所衆讓状」²⁶⁾によれば、当時、高田専修寺は延暦寺東塔院の末寺、本願寺は西塔院の末寺とされ、本願寺は繁盛しているのに専修寺が衰微しているのは、²⁷⁾ 当住持応真が「依為無器量也、是故於都鄙之間毎々失面目招人嘲」として²⁸⁾ 応真を厳しく非難しており、²⁹⁾ 宮上人真智の優位は不変であった。天文六年（一五三九）五月、³⁰⁾ 応真が死寂すると、幕府は同八年六月・同十二年三月の両度にわたって伊勢一身田内無量寺（専修寺）住持職は真智に安堵され、³¹⁾ 伊勢に入国した真智も当地の豪族長野植藤から受け入れられた。³²⁾

しかし、³³⁾ 応真の子堯慧もその跡を継職すると、堯慧を支持する伊勢坊主達により真智は無量寺には入寺できず一身田近郊の大別保に移り、³⁴⁾ 天文末年頃か、三河国から越前へ居を転じて、³⁵⁾ 兵庫西光寺西林坊の案内で西光寺に寄遇した。³⁶⁾ 真慧上人より西林坊智照に授けられた「浄土真宗三国伝来系図」は、永正七年

二月廿八日に真智上人へ伝来され、大味法雲寺に襲藏されているから、西林坊は両上人からも厚く信頼されていたことが知られる。越前に移った真智は朝倉孝景（宗淳）からも保護を受け、永祿元年（一五五八）七月には兵庫郷の名主国永吉勝から郷内の成清名・光貞名内の田地が真智に寄進され、朝倉義景も「於当国一寺有御建立度之由候間、屋敷一所令寄進」めると、真智は坂井郡北部の熊坂に越前専修寺を建立して、加賀一向一揆に対する楯ともなった。

三・朝倉訴訟

天文六年五月 応真の跡を継職した飛鳥井雅綱の三子亮慧は、將軍足利義晴の猶子となり、永祿三年（一五六〇）二月に権僧都に任官し、六月には幕府より高田専修寺住持職并諸末寺の安堵を保証されると、これを契機に八月、近江国六角氏の過書（通行許可書）を得て、亮慧みずから越前に入国して越前専修寺末寺を伊勢専修寺末寺に帰参せしめんことを朝倉氏へ提訴した。この提訴を担当した朝倉方の役人は一乗谷奉行四人のうち前波景

定と小泉長利の二人に加えて奏者の岸彦兵衛吉文の三人であった。一乗谷に在谷して伊勢方の実務に当たったのは専修寺雑掌の治慶と箕手（後に赤坂へ移る）の法光寺であった。本寺の坊官に報告した永祿三年九月八日の「治慶書状」によると、前日の七日に前波景定宅に三人が寄り合い披露の調儀について話し、次のような正式な申状（訴状）の提出が求められた。

從京都御屋形様江御申候当国末寺之事、

先祖之筋を違不参仕候人数、

風尾勝慢寺・新郷之専光寺・兵庫之西光

寺・大野中夾専西寺、此四ヶ寺令不参候、

然者亮惠僧正此方在国之儀候間、一途被

仰付候様御披露所仰候、恐惶謹言、

九月日 高田専修寺雑掌

前波藤右衛門尉殿

小泉藤左衛門尉殿

岸彦兵衛尉殿

この提訴内容をしたためた訴状に従って訴訟が始まったが、先の「治慶書状」にも「京儀計にて、当国之公事相はて候事無御分別御事候、さ様候者なかひき可申御事候を、何と

おほしめし候哉らん、谷之様御存知なきと申事候」と述べているように、京都での訴訟とは異なり越前一乗谷での訴訟は実に面倒で長引く様だと述べ、この実態を知らない本寺での安易な考えに對して強い不満を示している。そして、当国での慣習では礼錢を支払わなければ公事は長引くためと称して、越前国四か寺が帰参すれば五百疋の礼錢を伊勢方へ支払うとの誓約書まで前波景定に渡している。

これに對して越前専修寺末寺の四か寺方は託美左京亮を奏者に立てて公事に対抗してきた。越前専修寺は天台宗平泉寺と深く関係していることから、平泉寺に関与する奏者の託美を奏者に依頼したのである。十月廿三日付「治慶書状」によれば、先に調えた訴状を十八日の夜に朝倉当主に披露したところ、彼方の奏者の託美方が並び出て申すには、越前専修寺真智上人へも当年八月七日に綸旨奉書（高田専修寺住持職）が下付されたとの由、要するに伊勢・越前両専修寺へ同時に綸旨奉書が発給されたことになる。「從京都之御下知一事両様之段」とは、この珍事を指し、朝倉

殿中では専らの取沙汰となつて大笑いになつたといふのである。当時の朝廷や幕府は金品の献上いかんによつて論旨奉書が乱発されてきたからであろう。このため伊勢方の治慶は、越前専修寺真智上人へ下付された論旨奉書を無効とする棄破の論旨奉書を再度取得するように京方へ働きかけてほしいと述べている。このような事態の中で朝倉方における公事訴訟は一頓挫し、越前に下向していた伊勢専修寺亮慧も訴訟の決着を見ずして、その年の末に失意のうちに上洛してしまつた。そして、將軍足利義輝や慶寿院（足利義輝母）らの幕府を動かして朝倉方への働きかけを試みたが、結果は有利には展開しなかつたらしい。当時、本願寺派の加賀一向一揆と厳しく対峙していた朝倉方にしてみれば、朝倉方を支持し協力していた反本願寺派の高田派寺院は越前派であれ伊勢派であれ同様であり、両者の反目には無関心であつたからである。一乗谷における伊勢方の訴訟が落着しないまま、高田専修寺住持職は永祿四年・五年に將軍足利義輝により再び真智に安堵された³⁷。

天正元年（一五七三）朝倉義景が滅亡し、

一旦、越前は織田信長の制圧下に入るが、翌二年越前に一向一揆が蜂起すると信長の越前再攻勢が始まつた。翌二年七月廿日、高田専修寺等八人に対し信長出馬の際には忠節を尽くすようにと檄を發しているが、専修寺の越前方・伊勢方の区別はなかつた。翌三年八月に越前一向一揆を平定すると、前年の織田信長の朱印状に任せて高田専修寺と熊坂下方惣中に対し門徒の還住を命じ禁制を發して保護した³⁸。越前北郡を預けられた柴田勝家も信長の朱印状に任せてこれを保護し、同四年三月には高田門家として「熊坂・篠岡・田中・横川・簾尾・女谷・滝村・宮谷・柿原・新郷・権現堂・案円」を指定し、大坂本願寺とは格別として「兵具嗜御忠節肝要」と一向一揆への対抗のため武器の使用を許可している。大野郡の領主金森森長近も若見谷の皿谷村以下七か村が本願寺門徒から高田派の称名寺・聖徳寺ら三か寺の門徒に転派したことから安堵され、折立村称名寺から分寺した本願寺派の橋立真宗寺も高田派に転派したことで柴田勝家から安堵されており、一方、本願寺末寺門徒に対しては厳しく探索している。

注記

- (1) 「三河念仏相承日記」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第一卷
- (2) 田野の最勝寺は美濃国郡上八幡に最勝寺（西派）を分立させ、近世初頭に本願寺の分派により大野城下に東派の最勝寺、大野郡据村に最勝寺（西派）を分寺した。
- (3) 「専修寺文書」〔原史〕資2
- (4) 文明九年六月九日付・同十年三月十二日付「後土御門天皇論旨」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
- (5) 「専修寺文書」〔原史〕資2
- (6) 「称名寺文書」〔原史〕資7
- (7) 『専修寺史要』（高田専修寺編）
- (8) 明応五年二月四日付「専修寺真慧議状」〔法雲寺文書〕『原史』資5
- (9) （永正八年）三月廿八日付「応真書状」〔法雲寺文書〕『原史』資5
- (10) 永正九年十一月二十四日付「後柏原天皇論旨」〔法雲寺文書〕『原史』資5
- (11) 永正十年二月二十三日付「後柏原天皇論旨」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
- (12) （永正十年）五月十三日付「勸修寺尚顕書状」〔法

- 雲寺文書『県史』資5)
- (13) 永正十年十二月二十六日付「後柏原天皇繪旨」
〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (14) 永正十一年十月十四日付明眼寺・勝覺寺宛「塩谷孝綱寄進状」・香林坊宛「塩谷孝綱書状」・(永正十二年)二月一日付「小田政治書状」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (15) 永正十五年七月二十三日付「高田専修寺越前国末寺連署法度」〔専修寺文書』『県史』資2)〕
- (16) 永正十一年三月五日付「後柏原天皇口宣案」〔専修寺文書』『真宗史料集成』第四卷)〕
- (17) 永正十三年十一月三日付「後柏原天皇口宣案」〔専修寺文書』『真宗史料集成』第四卷)〕
- (18) 永正十七年九月十七日付下野国専修寺雜掌宛・宇都宮忠綱宛「室町幕府奉行人連署奉書」〔専修寺文書』『真宗史料集成』第四卷・朝倉孝景宛「室町幕府奉行人連署奉書」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (19) 大永二年八月日付「真智請文」〔専修寺文書』『県史』資2)・大永三年十一月十日付「某書状」〔専修寺文書』『真宗史料集成』第四卷)〕
- (20) (大永二年)三月十三日付「松樹院恵如等連署書状」・同年六月十九日付「阿弥陀寺真証・勝覺寺明真連署請文」・同年八月九日付「勝覺寺明真等連署請文」・「勝覺寺明真請文」・同年八月十七日付「專西寺了誓請文案」・同五年五月二十六日付「松樹院恵如等連署請文」・同年六月七日付「聖徳寺真西等連署請文」〔専修寺文書』『県史』資2)〕
- (21) 「法雲寺文書」〔『県史』資5)〕
- (22) 天文八年六月十三日・同十二年三月五日付「室町幕府奉行人連署奉書」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (23) 天文十年九月十八日付無量寺宛「長野植藤書状」〔法雲寺文書』『県史』5)・年未詳十月廿九日付細野藤九郎「長野植藤書状」〔伊吹長兵衛家文書』『県史』資6)〕
- (24) 「専修寺史要」(高田専修寺編)
- (25) 新郷靜治家蔵「朝倉始末記」
- (26) 年未詳三月三日付・九月七日付明眼寺宛「朝倉孝景(宗淳)書状」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (27) 永祿元年(一五五八)七月九日付「国永吉勝寄進状(成清名内田地)」・同日付「国永吉勝寄進状(光名内田地)」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (28) 年未詳九月十六日付「朝倉義景寄進状」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (29) 永祿三年二月廿七日「正親町天皇口宣案」〔専修寺文書』『真宗史料集成』第四卷)〕
- (30) 永祿三年六月十二日付「室町幕府奉行人連署奉書」〔専修寺文書』『真宗史料集成』第四卷)〕
- (31) 永祿三年七月廿日付「狛修理亮書状」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (32) 「専修寺文書」〔『県史』資2)〕
- (33) 「高田専修寺雜掌書状案」〔専修寺文書』『県史』資2)〕
- (34) 「高田専修寺雜掌書状案」〔専修寺文書』『県史』資2)〕
- (35) (永祿三年)十月二十日付「勝覺寺明秀連署書状」〔専修寺文書』『県史』資2)〕
- (36) 「専修寺文書」〔『県史』資2)〕
- (37) (永祿四)九月二日付・(永祿五)二月十一日「足利義輝御内書」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (38) 天正二年七月二十日付「織田信長黒印状」・同日付「羽柴秀吉書状」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (39) 天正三年八月二十五日付熊坂下方惣中宛「菅屋長行判物」・天正三年九月付高田門徒境内熊坂郷「織田信長禁制」・(天正三)九月五日付高田専修寺宛「菅屋長行書状」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (40) 天正三年十月十二日付「柴田勝家書状」・同四年二月十七日付「柴田勝家定書」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (41) 天正四年三月十一日付「柴田勝家判物」〔法雲寺文書』『県史』資5)〕
- (42) 天正四年五月二十二日付「柴田勝家書状」・同年五月二十三日付「佐久間盛政書状」〔法雲寺文書』

『県史』(資5)

(43) 天正三年十二月八日付「佐良谷村惣代左衛門等連署文」(『称名寺文書』「県史」(資5))

(44) 天正五年七月廿九日付「柴田勝家安堵状」・年未詳七月廿五日付「中村宗教書状」(『称名寺文書』「県史」(資5))

第二節 越前専修寺の破却と

その後の越前における高田派寺院

一・真智・真空の死寂と越前専修寺の破却

天正元年(一五七三)八月、織田信長により朝倉義景が滅ぼされるが、翌年二月に越前一向一揆が蜂起すると、同三年八月に信長が一揆平定の軍勢を派兵するに先立ち同二年七月二十日、信長と羽柴秀吉は高田専修寺・朝倉孫三郎等数人に対し「其国信長出馬之刻、可有御忠節之由」との黒印状や書状¹⁾を送って越前における内部攪乱を図っているが、宛所の「高田専修寺」とは越前方も伊勢方もなく越前の高田派諸寺院に対してであった。平定が完了すると「熊坂下方惣中」²⁾に対して還住を命じ、「高田門徒境内熊坂郷」³⁾に対しては信長の禁制が発給された。北庄城主となった

信長の家臣柴田勝家も定書や書状を発給して厚く保護し、特に同四年三月には「熊坂・篠岡・田中・横川・簾尾・女谷・滝村・宮谷・柿原・新郷・権現堂・案円」⁴⁾の諸村の高田専修寺門家を安堵している。

一向一揆の反抗に悩まされてきた朝倉氏も信長や柴田勝家も同じ一向宗でも高田派は味方であり協力者であった。従って、越前専修寺と伊勢専修寺との対立は実に迷惑なことであり、特に越前においては両者は同一とみなして、その対立には関与しなかったらしい。一方、織田信長による全国統一事業の障害となった石山本願寺も、天正三年(一五七五)八月の越前一向一揆の平定後は加賀の本願寺領国支配にも致命的な打撃を与えたものの、いまだ全国に多くの門徒を有して隠然たる勢力を誇り、大坂石山に法城を構えた本願寺法主顕如の存在は信長の全国平定には大きな障害となっていた。しかし、天正八年閏三月五日勅命による和議が成立して、顕如が大坂を出て紀伊国鷲森に退去し、本願寺が政治的に屈服されて一向一揆の脅威が去ると、越前における高田派の両派の対立にも大きな影響を

及ぼした。

このような政局の変化の中で、老齢に達した越前専修寺住持の真智(喜雲院)が天正七年(一五七九)十月に一子の真空に法儀伝授と住持職の譲状⁵⁾を渡して同十三年七月四日八十二歳の高齢で死寂し、その跡を継職した真空も翌十四年五月八日四十七歳で死没すると真智の血脈は絶えた。大坂本願寺と対抗した織田・柴田支配も終わり、天正十一年に羽柴秀吉が覇権を掌握すると、伊勢方も真智の系統が絶えたのを好機として堯真が天正十三年七月十三日付「正親町天皇綸旨」⁶⁾により高田専修寺住持職を獲得し、同年七月二十五日には羽柴秀吉からも同様な安堵状⁷⁾が発給され、綸旨や朱印状を楯にして直ちに真智を擁立していた越前四か寺の大野専西寺・風尾勝鬘寺・松木専光寺・兵庫西光寺に伊勢方へ帰属するように迫った。越前では柴田勝家が滅亡した後、丹羽氏・堀氏が北庄城主となったが、特に本願寺門徒であった堀秀政は、高田両派の抗争は迷惑であり、主君秀吉の朱印状に任せて同年九月に家臣の堀監物丞・柴田源左衛門尉・堀兵庫助をして越前四か寺の伊勢

方への帰属を厳しく命じた。⁹⁾

しかし、越前四か寺と門徒らは必ずしもこの命に容易には服さず、専西寺では天正十三年十二月、住持の留守中に門徒惣代達が伊勢方の慈智院へ帰参を約し¹⁰⁾、同十九年六月にも

再度、伊勢方への帰参を約しているが、専西寺はこれを拒否したらしい。¹¹⁾一方、田中村(旧

金津町)に移転していた兵庫西光寺も門徒が容易に承知せず過半は他寺へ転宗派した。¹²⁾風

尾の勝鬘寺も慮外な仕立てで拒否されて堀氏の奏者戸田吉次も面目を失ったことを仙福寺を通して伊勢方へ報告している。¹³⁾天正十五年

六月に踐祚した「後陽成天皇綸旨」¹⁴⁾により堯真に高田専修寺住持職が安堵され、同十七年

には堯真自ら越前へ下向して教化を行うと、大野領主の青木一矩は大野専西寺・同門徒の

伊勢方への帰参を命じ¹⁵⁾、その家臣の林伝右衛門尉も専西寺が拒否した場合は専西寺明屋敷

の引き渡しを約している。¹⁷⁾また、堀秀政の家臣柴田源左衛門尉安定は熊坂の明屋敷となつ

た越前専修寺を伊勢方へ渡すべく準備もしていた。¹⁸⁾同年十二月には専光寺光如が高田へ帰

参する旨の請文を提出しているが¹⁹⁾、その後、

専光寺は廢寺となり安養院が屋敷跡を預けられていた。²⁰⁾慶長五年九月には北庄城主の小早川秀秋も高田専修寺堯真に対し越前における末寺諸道場の一切の諸役を免除している。²¹⁾

二・越前専修寺の再興と寛永の敗訴による

専修寺の破却

真智・専空の死没により、伊勢専修寺は熊坂専修寺屋敷を没収するとともに、諸末寺や門徒の伊勢方への帰参を命じたが容易には帰服しなかった。この間隙を縫うように下野国

高田の専修寺看坊であったと云われる真能は親鸞の形見の真影を越前へ移し、真智・専空

の後継者を主張し奔走して、豊臣秀吉の朱印状を獲得すべく小田原出陣中の秀吉にも願ひ

出た。²²⁾天正十八年(一五九〇)には「越前専修寺言上伏案」²³⁾で越前専修寺の正統性を主張して「豊臣秀吉禁制」²⁴⁾を得ている。但し宛所

は越前専修寺ではなく「下野国内高田専修寺」であり秀吉としては両者の区別は未だ明確ではなかった。

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦後、徳川家康が覇権を確立すると、越前六十八万石

は結城秀康に与えられたが、真能・真教は二代松平忠直から丹生郡謡谷において十二石を除地として寄進され、隣村の畠中に越前専修寺を再興した。風尾の勝鬘寺の勧誘もあつたと考えられる。法雲寺に伝来する「くま坂・北庄立屋(仙福寺)・しんかう松木」や「田中西光寺・大野専西寺・風尾勝鬘寺」の「寺屋敷書付」²⁵⁾も、同時に畠中専修寺領として寄進された除地であろう。また、一旦は伊勢方へ帰参した真智上人方の末寺門徒も再び畠中専修寺へ帰参するようになったらしい。但し、

慶長十三年三月、伊勢専修寺末寺本流院・常楽寺・仙福寺・円楽坊・松樹院の六か寺は「松

の木専光寺内門前之儀」²⁶⁾について綸旨・秀吉判物・家康判物の除地を証拠にして松平忠直

の家臣の知行地と混同されないように申立てており、伊勢方の聖徳寺の如く越前方への帰

参を強制されながらも拒絶した寺もあつた。²⁷⁾

これに危機感を抱いた伊勢専修寺は慶長十六年十一月「後水尾天皇綸旨」²⁸⁾により高田

専修寺住持職を安堵された堯真は、嫡子の堯秀にも官位叙任を受けさせており、徳川將軍

家へもよしみを通じた。²⁹⁾慶長期より元和二年

(二六一六)にかけて、幕府は有力寺院や各宗に対して次々と寺院法度を発し諸宗諸派の本末関係を固定しようとしていたから、一向宗高田派が両派に分かれていることは幕府にとつて実に不都合であった。

寛永十年十月、西光寺・大野専福寺の両寺は松平忠昌に対し越前専修寺の正統性を逐一言上し主張したが、翌十一年閏七月二十日に江戸の寺社奉行所において両者の対決が行われると幕府の裁決は越前方には不利となり、越前専修寺の敗訴に終わった³²⁾。この結果、畠中専修寺は建物・境内屋敷地共に畠中村など周辺七か村の惣代と郡奉行により詳細に調査され改帳を伊勢専修寺へ報告されて、跡地は伊勢方へ帰参した風尾勝鬘寺に預けられ管理することとなったが、勝鬘寺門徒の殆どが勝鬘寺を離れた。大野専西寺も寺地を没収され、屋敷地は慶安三年(一六五〇)以降大野領主松平但馬守から伊勢方へ渡されたが、専西寺は伊勢方へ帰参しなかった。新郷の専光寺も熊坂の越前専修寺が廃寺となると、天正十七年十二月専光寺光如は伊勢方に帰参したが、その後、廃寺となった。熊坂に近い田中

村から隣村の中川村へ移転していた兵庫西光寺も、寛永十一年に越前専修寺の敗訴が決定すると伊勢方へ帰参し多くの門徒を失いながらも再度明暦二年(一六五六)伊勢方へ帰参を起請している³⁶⁾。このように越前専修寺方の兵庫西光寺・大野専西寺・風尾勝鬘寺・新郷専光寺の四か寺は専西寺を除いてすべて伊勢方へ帰参したが、門徒の殆どは伊勢方へは帰参しなかった。

三、越前専修寺の破却と末寺門徒の動揺

寛永十一年(一六三四)に越前専修寺の敗訴が決定すると、越前専修寺派の門徒達は動揺して他宗への転宗転派の活動が激しくなった。このように、越前方の敗訴が明らかになると、越前松平家と伊勢藤堂家との対立に発展し、この前後から松平光通は運正寺に命じて高田派門徒の浄土宗転派を図った。越前専修寺方の兵庫西光寺・大野専西寺・風尾勝鬘寺・新郷専光寺の四か寺は専西寺を除いて門徒の殆どは伊勢方へは帰参せず、多くの門徒も浄土宗に流れた。熊坂に近い田中村(あわら市金津町)から隣村の中川村へ移転してい

た兵庫西光寺は寛永五年(一六二八)に運正寺四代源譽随流を開祖として三國に浄土宗西光寺を分立させるが、明治五年(一八七二)の門徒調査書³⁷⁾によれば、兵庫西光寺の地盤であった上・下兵庫村と井向村(坂井市春江町)では三國西光寺門徒が五四軒を占め、恐らくこの時に浄土宗へ転宗した門徒と考えられる。

更に、浄土宗に流れた門徒を母体として、寛永七年には坂井郡平山村(坂井市三國町)に演譽一丸を開祖として退代寺を、同じく坂井郡清永村(坂井市坂江町)に森巖山空土寺圓成院(運正寺末寺)を創立させ、慶安四年(一六五二)には三國新保浦に本譽を開祖に円海寺を、承応元年(一六五二)には単譽が坂井郡前谷村(あわら市金津町)に松龍寺(運正寺末寺)、白浜浦(福井市)に西光寺二代英譽をして欣浄寺(西光寺旧末寺)を創立させている。慶安三年九月、平山円光寺は梶浦(坂井市三國町)市右衛門・平山藤左衛門の連署状で門徒の離檀を伊勢一身田専修寺方へ報じており、この事態に危機感を抱いた「福居仙福寺・かさを勝鬘寺・こはた勝林寺・あらい

常円坊・法光寺・味美聖徳寺・折立称名寺・友兼専福寺」らは、たとえ門徒が円光寺を離檀しようとも他宗派への転参は阻止して近隣の同派の高田派寺院への帰参を奨励するように申し合わせているが、結果は円光寺の離檀を阻止できなかったらしく、先の明治五年の門徒調査書では、平山村五九軒のうち円光寺門徒は一一軒、浄土宗退代寺門徒は三七軒とあるから、寛永期に円光寺門徒の多くは浄土宗退代寺門徒へ帰参したと思われる。明治十五年円光寺は平山村を去り梶浦(坂井市三国町)へ寺基を移している。また、「専修寺出家衆帳」の寛永十六年七月二十七日条には「兵庫称光寺弟子一八歳 大武」とあるから、多くの門徒が浄土宗や他派へ転宗派してしまつた兵庫西光寺の残りの高田派門徒のうち伊勢方へ残つた門徒は上兵庫村に勝光寺を建立したものであろう。『越前国名蹟考』の上兵庫新宮村の項にも「一向宗高田派 称光寺」が見える。

このように、越前専修寺派の門徒の一部は浄土宗へ転宗したが、大部分は東本願寺派へ帰参し、福井藩からも強く帰参を働きかけたにもかかわらず伊勢専修寺派へは一人も帰参しなかつた。寛永十三年九月、福井藩の奉行所に提出された西方領(九頭竜川・日野川の西方、丹生山地の越前領)山中百姓等の目安写には、

一身田へ参れとの御事、めいわく仕候、今生浅間敷木こり・炭やき共にて御座候へは、偏に來世の快樂を請度存、朝夕いとなみ仕る中からも、うき世のくつう(苦痛)ひつはくの中からも、只來世を願ひ申候処に、地獄へ落可申と申寺へ可参儀、何何共めいわく仕候御事、

と述べており、宮上人(真智)の門弟として、すでに伊勢方への帰参は拒否するとの起請誓紙を交わしていた門徒の悲痛な叫びが文中に秘められている。これら百姓門徒の帰参を受け入れたのは西方領の東本願寺派十か寺、明源寺(羽坂)・浄光寺(石橋)・浄明寺(風巻)・仰明寺(和田)・常称寺(糸生の浄勝寺か)・德行寺(福居)・欽仰寺(後に円覚寺と改称、福居)・称念寺(福居)・唯称寺(三国)・広善寺(杉谷)であった。東本願寺家老の横田河内守に対し門徒の詳細な窮状と同時に、東派への帰参が

福井藩からも許容されて落着したことを報告している。^①

四・畠中専修寺の両度の破却と末寺・門徒の動向

一旦は畠中専修寺が廢寺となつたにもかかわらず、真教の子専誉は明暦二年(一六五六)再び寺社奉行安藤右京・松平出雲守に越前において寺地を願ひ出た。伊勢方は江戸の寺社奉行と福井藩主松平光通の家老に許容の無いように御書で申し入れたが、福井藩家老からは返書がなかつた。福井藩としては専誉の宗教活動を黙視していたらしい。そして、万治二年(一六五九)秋の越前国の宗旨改めでは「真教高田宮方法性寺」として門徒の宗旨改めを行い、伊勢方とは別派の無本寺として独立を図つたと考えられる。これを知つた伊勢一身田は、寛文三年(一六六三)江戸寺社奉行へ再度提訴した。評定所において審議した結果、同年三月落着して宮方法性寺は廢寺、真教・専誉の両名は近江国大溝藩の分部若狭守嘉高へ遠流となり、真教の末寺の坪谷村法円寺・赤坂村興正寺・御簾尾村東光寺・篠岡村専照

寺も破却されて、これで長期間にわたって本末を争ってきた越前専修寺事件は一応落着いた。⁽⁴³⁾

寛文三年に真教・専誉の遠流後、真教の後室の誓広院は法宝物や古文書を擁して向山の道場へ避難して門徒と共に仏光寺派に転派したが、寛文六年に仏光寺が文栄を派遣して武周村に西雲寺を創建して越前国内の仏光寺派寺院の触頭になると、寛文十一年、誓広院と門徒は世野瀬村（畑山村の枝村）に古跡の道場を造立して仏光寺派を離れ、東本願寺派へ帰参し法雲寺の寺号を得た。⁽⁴⁴⁾その後、法雲寺は貞享三年（一六八六）に大味浦（越廼村）に寺基を移した。⁽⁴⁵⁾西雲寺も正徳四年（一七一四）院家に昇進し御坊地となった。なお、法雲寺に、明応五年（一四九六）二月四日付の専修寺真慧讓状を始めとする越前専修寺関係文書や、重要文化財の尊号真像銘文、南北朝期成立と室町期のものと思われる絹本着色親鸞聖人絵像（県指定文化財）などが伝来するのは、このような経緯によるものであった。

越前専修寺を支えた四か寺のうち大野専西寺のみは最後まで越前専修寺を離れなかった

のは真教との姻戚関係からであった。「法雲寺古系図」⁽⁴⁶⁾によれば、真教の末妹は専西寺の室、専誉の妹も専西寺信慶の室であった。寛文三年の真教・専誉遠流後は、仏光寺派に転派して大野から今井村に寺基を移した専西寺の寺号も西応寺と改号した。同十二年には帰参褒美として四段の袈裟を免許され、御堂は元禄八年（一六九五）に門徒の懇志により建立された。⁽⁴⁶⁾この他、真教の末寺も、篠岡村（旧金津町）⁽⁴⁷⁾専照寺は称運寺と改号して仏光寺派に転派し、赤坂村（旧越廼村）⁽⁴⁸⁾興正寺も光照寺と改号して仏光寺派に転派したと思われる。元禄四年に東本願寺派、享保二年（一七一七）には西本願寺派へ転じた。⁽⁴⁸⁾坪谷村法円寺も法栄寺と改号して仏光寺派に転派し、文化十二年（一八二九）⁽⁴⁹⁾五月、西本願寺派に転派を企図したが果たさず、その後、真宗横証証誠寺派へ転じた。⁽⁵⁰⁾御簾尾村東光寺は廃寺となった。以上の如く、法雲寺を始め、当初は真宗仏光寺派へ転じたのは、仏光寺が空性房了源により正中元年（一三二四）山科に興正寺を建てたのに始まり、元徳二年（一三三九）京都渋谷に移り仏光寺と改め、高田系の一分派とし

て成長したからでもあった。なお、「あららい常円坊」は寛文元年に専修寺十四世智真から常照寺の寺号を下付されたが、寛文三年の越前専修寺廃寺後に東本願寺派へ帰参したらしい。⁽⁵¹⁾

五・専修寺本末騒動決着後の越前高田派の動向

すでに述べたように、慶長期より元和二年（一六一六）にかけて、有力寺院や各宗に対して次々と寺院法度を発するが、このような寺院法度の発布と平行して、諸宗諸派の本末関係を固定するとともに、幕府の重要な仏教統制策の一環として寛永九年（一六三二）に幕府は諸宗に対して寺院本末帳の作成を命じ翌年提出された。しかし、官庫には一向宗諸派の本末帳のみが伝来しないことから、その作成提出は不備に終わったものと考えられる。以上の如く、寺法や本末改が旧仏教諸宗派を中心に進展したのに対し、一向宗諸派の本末帳提出が遅滞した要因としては、慶長期の東西両本願寺の分立による末寺の流動性とともに、高田派における伊勢・越前両専修寺

間の本末争いなどが影響したことは明らかである。一向宗にも適用されたものとしては、専修寺の本末争いが決着した寛文五年（二六六五）に発布された各宗共通の諸宗法度が最初であったこともこれを裏付ける。しかし、その後も転派は止まず、また、天和三年（二六八三）の東派の百か寺騒動で東派より西派へ転派する寺院が続出する事態となり、福井藩における「寺院台帳」はこれ以後に作成されたらしい。天和三年、武家諸法度の中に特に新地寺社建立の停止に関する一条を設けたのもこのためであろう。但し、同一宗派（一向宗派）内の転派は自由であった³³。

専修寺本末騒動決着後の越前高田派寺院は、本山専修寺一〇世真慧の甥本流院真孝が入寺した連枝格の小和田山円福寺本流院は別格として高田派の触頭となり、次いで老分十二ヶ寺・中老二ヶ寺・一代二ヶ寺・衣座三ヶ寺・袈裟御免の廿一ヶ寺の座配寺格が決められた。老分十二ヶ寺とは、本来より伊勢方であった折立称名寺・黒目称名寺・聖徳寺・仙福寺・法光寺・小幡勝林寺・加戸常楽寺・友兼村専福寺の八か寺に、越前方であった新

郷専光寺（後に廃寺）より分寺した松樹院・安養院と帰参した風尾勝鬘寺・兵庫西光寺（中川の西光寺）の四か寺の計十二か寺で、中老二ヶ寺とは兵庫称光寺・平山円光寺と思われる。延宝二年（一六七四）の福井藩主松平光通逝去のため越前諸寺院による千部経法事が執行され、高田派寺院も諷経を行ったが、この時、藩からの下賜された施物配分は前記の寺格によるものであった³⁴。

注記

- (1) 天正二年七月二十日付「織田信長黒印状」・同日付「羽柴秀吉書状」〔法雲寺文書〕『県史』資5
- (2) 天正三年八月二十五日付「菅屋長行判物」〔法雲寺文書〕『県史』資5
- (3) 天正三年九月日付「織田信長禁制」〔法雲寺文書〕『県史』資5
- (4) 天正四年二月十七日付「柴田勝家定書」・同年五月二十二日付「柴田勝家書状」〔法雲寺文書〕『県史』資5
- (5) 天正四年三月十一日付「柴田勝家判物」〔法雲寺文書〕『県史』資5
- (6) 天正七年十月十四日付「越前専修寺真智法儀伝授状」〔法雲寺文書〕『県史』資5
- (7) 天正十三年七月十三日付「正親町天皇綸旨」・同年七月十日付「勸修寺紹可書状」・同年七月十三日付「勸修寺紹可書状」・（同十五年）六月十四日付「勸修寺紹可書状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (8) 天正十三年七月二十五日付「羽柴秀吉高田専修寺住持職安堵状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (9) 天正十三年九月七日付「堀秀政書状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (10) 天正十三年十二月十四日付「専西寺門徒惣代等連署請書」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (11) 天正十九年八月十四日付「専西寺門徒等起請文」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (12) 天正十三年十二月二十三日付慈智院宛・仙福寺宛「佐分利守弘書状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (13) 天正十三年十二月二十六日付仙福寺宛「戸田吉次書状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (14) 天正十五年八月十四日付「後陽成天皇綸旨」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (15) 天正十七年七月十一日付熊坂百姓中宛「堀秀重判物」・同年七月二十日付「勸修寺紹可書状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (16) 天正十七年九月六日付「青木一矩書状」〔専修寺文書〕『県史』資2
- (17) 天正十七年九月十月二日付「林伝右衛門尉書状」

- (17) 〔專修寺文書〕『県史』資2)
- (18) 〔天正十七年〕九月十五日付「柴田安定書状」(〔專修寺文書〕『県史』資2)
- (19) 天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起請文」(〔專修寺文書〕『県史』資2)
- (20) 慶長十五年九月四日付安養寺一如「松木専光寺屋敷預り状」・寛永二年十二月二十二日付安養院光如「松木専光寺屋敷預り状」・慶安二年三月九日付安養院伝如「松木専光寺屋敷預り状」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (21) 慶長三年九月付「小早川秀秋諸役免許状」(〔專修寺文書〕『県史』資2)
- (22) 天正十七年十一月廿四日付「豊臣秀吉朱印状写」(〔法雲寺文書〕『県史』資5)
- (23) 〔天正十八年カ〕「越前専修寺言上状案」(〔法雲寺文書〕『県史』資5)
- (24) 天正十八年七月日付「豊臣秀吉禁制」(〔法雲寺文書〕『県史』資5)
- (25) 〔「寺屋敷書付覚」(〔法雲寺文書〕五・五二号『県史』資5)
- (26) 高田専修寺末寺松樹院等申状写(〔安養院文書〕『県史』資4)
- (27) 元和五年十月十六日付「聖徳寺真空起請文」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (28) 慶長十六年十一月九日付「後水尾天皇諭旨」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (29) 慶長十六年十一月九日付「後水尾天皇口宣案」・慶長十六年十一月十五日付「勸修寺光豊書状」・元和五年九月十一日付「後水尾天皇口宣案」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (30) 八月朔日付「徳川秀忠御内書」・十月廿九日付「徳川秀忠黒印御内書」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (31) 寛永十年十月二十八日付「越前専修寺言上書」(〔法雲寺文書〕『県史』資5)
- (32) 寛永十一年閏七月二十日「越前専修寺との対決覚書」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷、なお、この「対決覚書」で越前専修寺方として対決した「空恵」とは「真教」のことであろう。
- (33) 〔「勝鬘寺文書」(『県史』資4)・〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (34) 慶安二年九月二十六日付・慶安五年九月十九日付「専西寺屋敷関係文書」
- (35) 天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起請文」(〔專修寺文書〕『県史』資2)
- (36) 明暦二年三月十日付「越前西光寺帰参起請文」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (37) 松原信之所蔵。
- (38) 慶安三年十月「越前円光寺門徒出入一件請文類六通」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (39) 〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (40) 〔西方嶺山中百姓等目安案〕(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (41) 〔越前西方領東派寺院言上書案〕(〔專修寺文書』補遺三四号『真宗史料集成』第四卷、なお、〔專修寺文書』の文書名では「越前真教配下坊主衆言上書案」とあるが、「真教配下坊主衆」ではない。
- (42) 〔御用諸式目〕「卅六畠中専修寺破却事」(『県史』資3)
- (43) 寛文二年十月二十九日付「越前畠中専修寺真教訴状一件」(〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷)
- (44) 〔法雲寺古系図〕(〔越廼村誌』史料編)
- (45) 〔法雲寺文書〕(〔越廼村誌』史料編)
- (46) 〔西応寺文書〕(〔大野市史』社寺文書編)
- (47) 〔金津町坪江の郷土史〕
- (48) 〔福井県丹生郡誌〕
- (49) 〔諸国江遺状之留〕(寛谷大学図書館蔵)
- (50) 〔清水町史』下巻)
- (51) 加戸本流院との相論を契機に寛文六年東派へ転派したという(〔川西町史』)
- (52) 〔大日本近世史料』諸宗末寺帳上下)
- (53) 〔越前国寺庵〕(杉原・松原編『越前若狭地誌叢書』)

下巻) 解題参照。

(54) 「松平光通逝去ニ付高田宗諷経并施物配分覚」
(『福井市史』資料編9所収「勝鬘寺文書」)

第三節 真智を擁立した越前四か寺

一・風尾の勝鬘寺(風尾山徳授院)

風尾勝鬘寺は、『朝倉始末記』によれば、長井の斎藤実盛の弟実員が越前今立郡南井村に蟄居し、その子実明が発心して唯明と称して風尾村に勝鬘寺を建立したというが、当寺には正和五年(一三一六)の「尼某山屋敷寄進状写」が伝来することから、鎌倉末期頃の創建かと思われる。しかし、史徴としては、十五世紀後期成立と推定される「坂本妙林院番帳写」に「勝鬘寺」と見えるのが最初のもので、寛正六年(一四六五)七月の「比叡山延暦寺三塔役者達交名」にも東塔雑掌に「風尾勝鬘寺」が見える。明応三年(一四九四)には真慧秘蔵の「十字名号」³⁾を勝鬘寺明真に与えており勝鬘寺を如何に重視していたかが知られる。越前専修寺と伊勢専修寺との対立が起こると、勝鬘寺は越前専修寺方の一寺として大永二年(一五二二)に「勝鬘寺明真」⁴⁾

天文二年(一五三三)二月二十三日付に「勝鬘寺明栄請文」⁵⁾とあり、永祿四年(一五六二)、伊勢方へ帰参せしめんとして朝倉氏に訴訟を起こした伊勢専修寺に対して、越前専修寺方として活躍した四か寺の筆頭に勝鬘寺が見えるが、勝鬘寺明秀等は伊勢方帰参を拒否している。⁶⁾ 天正三年(一五七五)九月には勝鬘寺に織田信長は禁制を⁸⁾下付してこれを保護した。同十七年に熊坂の越前専修寺が廃寺となつた後、慶長年間に丹生郡畠中村に越前専修寺が再興されると再び越前専修寺末寺となつた。しかし、寛永十一年に江戸の寺社奉行所において両者の対決により幕府の裁決で越前専修寺方の敗訴に終わると、⁹⁾以後、勝鬘寺は門徒の殆ど失いながらも伊勢方に帰参して専修寺屋敷地を預けられ、これを管理することになった。¹⁰⁾

二・兵庫の西光寺

西光寺は加賀国能美郡仏原村に一字を建立した智円に始まると伝え、八世智性の時、長享元年(一四八七)富樫の乱で一向一揆と戦い敗北して高田派寺院が一掃された時、西

林坊と名を改めて加賀から越前国河口庄兵庫郷に寺基を移したという。¹¹⁾ 高田専修寺十世真慧上人が西林坊智照¹²⁾に授けて永正七年(一五二〇)二月廿八日に真智上人へ伝授されたという「浄土真宗三国伝来系図」が大味法雲寺に旧蔵されているから、西林坊は両上人からも厚く信頼されていたことが知られる。真智は西林坊の案内で三河国から越前へ居を転じ兵庫西光寺に寄遇したのは天文末年頃と思われ、この時西林坊から旧名に復したらしい。越前専修寺と伊勢専修寺との対立の中で大永二年(一五二二)八月に真智との師弟を約した越前四か寺の中に西光寺真慶が見え、¹⁴⁾ 永祿三年(一五六〇)十月の四か寺の連署状¹⁵⁾にも西光寺智宣が誓約している。永祿元年に真智が坂井郡熊坂村に越前専修寺を創建すると、西光寺も同六年八月七日にその近傍の田中村に寺基を移した。¹⁶⁾

天正十三年真智が、翌十四年にはその子真空が死没して真智の血脈が絶えると、熊坂の越前専修寺は没落するが、慶長年間、真能が丹生郡畠中に越前専修寺を再興、寛永十一年閏七月に江戸の寺社奉行所における幕府の裁決

で再び越前専修寺の敗訴が決定すると、隣村の中川村に寺基を移していた西光寺も明暦二年（一六五六）伊勢方へ帰参したものの、兵庫西光寺が寛永五年に運正寺四代源譽随流を開祖として三国に浄土宗西光寺を分立させると、「田中村百姓共過半走申に付」とあるように、旧門徒は浄土宗に流れて西光寺は多くの門徒を失った。兵庫西光寺の地盤であった上・下兵庫村と井向村でも明治五年の調査書では浄土宗の三国西光寺門徒が五四軒を占め、恐らくこの時、浄土宗へ転宗した門徒と考えられる。

三・大野の専西寺

貞治三年（一三六四）成立の「三河念仏相承日記」¹⁹に見える「越前オホノ専光寺」を起源とし、三門徒派の中野専照寺末の友江専光寺や、本願寺派の最勝寺などを田野に分立させた後に専西寺と改称したのが、越前専修寺を擁立した大野専西寺である。高田専修寺十世真慧の後期、十五世紀後半に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」²⁰には「専西寺」と「北御門専福寺」がみえるが、

「北御門専福寺」は後に友兼村に移転した「友兼専福寺」のことで、専西寺から分立した伊勢方の一寺と考えられる。

大永二年（一五三二）八月には「専西寺了誓」²¹、永禄三年（一五六〇）九月に「大野中夾専西寺」²²、同年十月には「専西寺真誓」²³とあり、天正三年（一五七五）金森長近が大野城下町を経営すると、専西寺は中夾（中挟）村から城下の寺町蓮光寺の北側に寺基を移転した。越前専修寺住持の真智が天正十三年七月に、その跡を継職した真空も翌十四年五月に死没して真智の血脈が絶えると、これまで真智を擁立していた越前四か寺は伊勢方に帰属するように命じられ、専西寺門徒惣代達も天正十三年十二月、同十九年六月の再度にわたり伊勢方の慈智院へ帰参を約したが、専西寺はこれを強く拒否し、慶長年間に越前専修寺が再興されると、再びその末寺となった。寛永三年（一六二六）九月付大野「寺町名寄帳写」²⁴に「屋敷式反三畝拾歩 四石六斗六升七合 専西寺」と記載されている。しかし、寛永十一年に江戸の寺社奉行所において両者の対決が行われ幕府の裁決で越前専修寺の敗訴

となり、畠中にあつた越前専修寺屋敷も伊勢方に没収されると、大野専西寺屋敷も慶安三年（一六五〇）以降大野領主松平但馬守から伊勢方へ渡された²⁷。その後、再度にわたり真教・専譽が「真教高田宮方法性寺」と称して無本寺として独立を図ったが、伊勢一身田はこれを黙認しえず、再び寛文三年（一六六三）江戸寺社奉行へ提訴し同年三月落着した。真教・専譽は近江国の分部若狭守嘉高へ遠流となり、末寺は破却され、長年にわたる伊勢・越前の専修寺本末事件は完全に落着した²⁸。

大野専西寺が最期まで越前専修寺の末寺として行動を共にしたのは、姻戚関係からであつた。真能の娘（真教の妹）は専西寺の室、真教の娘（専譽の姉）も専西寺信慶の室であつたからである。真教・専譽の遠流後、専西寺真永は西応寺と改号し、寛文十二年に今井村に寺基を移して真宗仏光寺派に転派した。西応寺とともに転派した門徒は阿難祖村二三人・中村七人・中鉢村一四人・菖蒲池村一三人・野中村四人・稲郷村二人・五条方村一八人・佐開村三人・平沢村四人・今井村二三人・大野町二人計一三三人であつて、その殆どが専

西寺と行動を共にしてきた門徒達であった。元禄八年（一六九五）には西応寺御堂の建設に取り掛かっている。⁽³¹⁾

四・新郷の専光寺

新郷の専光寺は、坂井郡春近郷松木村の真言宗輪興寺願明が浄土真宗に改宗して随応山専光寺と改号し「松木の専光寺」と称したのに始まるという。その後、寺基を河口庄新郷に移し「新郷の専光寺」と呼ばれ、寛正六年（一四六五）七月の「比叡山延暦寺三塔役者達交名」⁽³²⁾の西塔雑掌に初めて「新郷専光寺」が見える。越前専修寺と伊勢専修寺との対立が起り、新郷専光寺顕如は越前専修寺真智を推戴すると、これを不服とする松樹院定如は専光寺から分寺して、伊勢専修寺側となり坪江下郷の嵩村に寺基を定めた。大永二年（一二二二）三月に「松樹院恵如」⁽³³⁾とあるのに対し同年八月には「専光寺顕如」とあり、両寺は完全に分寺したが、大永五年には本願寺派へ改派して加賀国江沼郡塔尾に寺基を移し「新郷専光寺」と称し「天文日記」にも「新郷衆」と見える。天正十一年（一五八三）溝

口秀勝が大聖寺城主になると、その菩提寺となり城下に移転、慶長三年（一五九八）溝口氏が越後国新発田に転封すると随従したが元和年間に加賀に戻り慶安元年（二六四八）に山代温泉（加賀市）に移った。⁽³⁴⁾なお、加賀専光寺の三国道場は、明暦四年（二六五八）三月に祐賀へ東本願寺より「開山御影」とともに智敬寺と寺号が免許された。⁽³⁵⁾

永禄四年（一五六二）十月、伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」⁽³⁶⁾で誓約した本流院など六か寺の末尾には「安養院唯如」が初めて見えるが、当時、越前専修寺に対し訴訟を起こして越前に下向していた伊勢専修寺僧正に帰参した専光寺唯如が家吉村に寺基を移して専光寺より分寺したものと思われるが、依然として新郷専光寺を支えた門徒達は専光寺に「年行事」を立てて、専光寺とともに越前専修寺方に残った。⁽³⁷⁾天正十七年（一五八九）に熊坂の越前専修寺が廃寺となると、同年十二月専光寺光如も伊勢方に帰参し、⁽³⁸⁾やがて廃寺となった専光寺屋敷（旧三国町角屋町・西今市町境にあり）は伊勢専修寺の有に帰し、慶長三年（一五九八）の太閤検地でも除地と

なるが、以後、廃寺跡地は安養院預けとなった。

五・阿弥陀寺と長福寺

阿弥陀寺は大永二年（一二二二）六月と同年八月の二度、越前専修寺方の一寺として勝鬘寺明真とともに「阿弥陀寺真証」が誓約しているから越前に所在したと考えられるが、以後は寺名が消えるから廃寺となったのである。寛永十一年（一六三四）の越前専修寺没落後の明暦元年（二六五五）に坂井郡上番で専林寺として再興されたのが当寺と考えられるが、延享二年（一七四六）西本願寺派へ転派して再び阿弥陀寺と号した。⁽⁴¹⁾

福井市史本『朝倉始末記』によれば、「遁万死得一生」の項で天正二年の越前一向一揆蜂起の際、坂井郡長畝郷内田に所在したという高田派の長福寺が一揆に捕らえられて一命を失うところ、謀計をもって逃げ延びて行方知れずになったというが、長福寺の存在は現在知られていない。なお、寛文三年の「越前専修寺真教訴訟落着覚書」⁽⁴²⁾に「御当地に居申候長福寺・越前大野に居申候仙西寺は追放被

為成、其寺地共に一身田へ相渡候様にと被為仰付、干今一身田に支配仕候」とあるが、「御当地に居申候長福寺」と関係があるかどうかは不明である。

注記

- (1) 年未詳「專修寺文書」『県史2』
 (2) 「專修寺文書」『県史2』
 (3) 明応三年十一月十一日「真慧筆 十字名号裏書」〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (4) (大永二年) 六月十九日付「阿弥陀寺真証・勝覺寺明真連署請文」・同年八月九日付「勝覺寺明真等連署請文」・同年八月九日付「勝覺寺明真請文」〔專修寺文書〕『県史2』
 (5) 「專修寺文書」『県史2』
 (6) (永祿三) 九月付「高田專修寺雜掌書状案」〔專修寺文書〕『県史2』
 (7) (永祿三) 十月二十日付「勝覺寺明秀連署書状」〔專修寺文書〕『県史2』
 (8) 天正三年九月付「織田信長禁制」〔勝覺寺文書〕『県史』資3
 (9) 寛永十一年閏七月二十日「越前專修寺との対決書」〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (10) 「勝覺寺文書」〔県史』4)・「專修寺文書」〔真

宗史料集成』第四卷)

- (11) 仏原山西光寺由緒書(西光寺藏)
 (12) 新郷静治家藏「朝倉始末記」
 (13) 「專修寺史要」(高田專修寺編)
 (14) 大永二年八月九日付「勝覺寺明真等連署請文」〔專修寺文書〕『県史2』
 (15) 前出の注(7) 参照。
 (16) 「坂井郡誌」西光寺の項
 (17) 明暦二年三月十日付「越前西光寺帰参起請文」〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (18) (明暦二か) 十二月廿三日付「佐分利左近專弘書状」〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (19) 「三河念仏相承日記」〔專修寺文書〕『真宗史料集成』第一卷
 (20) 「專修寺文書」〔県史』資2)
 (21) 大永二年八月十七日付「專西寺了誓請文案」〔專修寺文書〕『県史』資2)
 (22) 前出の注(6) 参照。
 (23) 前出の注(7) 参照。
 (24) 天正十三年十二月十四日付「專西寺門徒惣代等連署請書」〔專修寺文書〕『県史』資2)
 (25) 天正十九年六月十四日付「專西寺門徒等起請文」〔專修寺文書〕『県史』資2)
 (26) 「大野領寺社記并雜記」(杉原・松原共編「越前若

狭地誌叢書 下)

- (27) 慶安二年九月二十六日付・慶安五年九月十九日付「專西寺屋敷関係文書」
 (28) 「御用諸式目」卅六 畠中專修寺破却事」〔県史』3)
 (29) 「法雲寺古系図」〔法雲寺文書〕『越廼村誌史料編』
 (30) 「隠居扶持定二付連判証文」〔西応寺文書〕『大野市史』社寺文書編
 (31) 「御堂建立二付檀家取極証文」〔西応寺文書〕『大野市史』社寺文書編
 (32) 前出の注(2) 参照。
 (33) (大永二年) 三月十三日付「松樹院恵如等連署書状」〔專修寺文書〕『県史2』
 (34) 平凡社刊『石川県の地名』「山代温泉専光寺」の項。
 (35) 「申物帳」・「智敬寺記録」。
 (36) 永祿四年(一五六二) 十月二十八日付「越前国末寺中定書条々」〔專修寺文書〕『県史2』
 (37) 前出の注(7) 参照。
 (38) 専光寺光如は「安養院系図」では安養院唯如の二代目になっている。
 (39) 天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起請文」〔專修寺文書〕『県史2』
 (40) 前出の注(4) 参照。

(41) 『福井県坂井郡誌』

(42) 明暦二(寛文三年)「越前専修寺真教訴訟落着
覚書」

第四節 越前真智方より分寺した伊勢方寺院

一・新郷専光寺より分寺した松樹院・安養院

坂井郡春近郷松木村の真言宗輪興寺願明が浄土真宗に改宗して随応山専光寺と改号し「松木の専光寺」と称し、その後、寺基を河口庄新郷に移すと「新郷の専光寺」と呼ばれた¹。越前専修寺と伊勢専修寺との対立が起こり、新郷専光寺顕如が越前専修寺真智を推戴すると、これを不服とする松樹院定如は、専光寺から分寺して伊勢専修寺側となり坪江下郷の高村に寺基を定めた²。永正十五年(一五一八)に「松樹院定如」³、大永二年(一二三二)三月には「松樹院恵如」⁴、同五年の専修寺文書にも「松樹院恵如」⁵とあり、同時に大永二年八月の専修寺文書にも「専光寺顕如」とあって両寺は完全に分寺していた。永禄四年(一五六二)十月、伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」⁶で誓約した本流院など六か寺の末尾には「安養院唯如」が初

めて見えるが、当時、越前専修寺に対し訴訟を起こして越前に下向していた伊勢専修寺僧正に帰参した専光寺唯如が家吉村に寺基を移して専光寺より分寺したものと思われる。安養院系図に「御讚二往生安養国ト有ル文二依テ安養院ト云院称賜ル」とあるから、唯如は安養院の祖とするのはこのためで、唯如は文禄五年(一五九六)に死去している⁷。

新郷専光寺を支えた門徒達は「年行事」を立てて越前専修寺側に残ったが、天正十七年(一五八九)に熊坂の越前専修寺が廢寺となると、専光寺光如は伊勢方へ帰参し⁸、やがて廢寺となった専光寺屋敷(旧三国町角屋町西今市町境にあり)は、伊勢専修寺の有に帰し慶長三年(一五九八)の太閤検地では除地となるが、同十五年九月に安養院一如⁹、寛永二年(一六二五)十二月には安養院光如¹⁰、慶安二年(一六四九)三月に安養寺伝如に預けられたが、慶安五年、承応二年(一六五三)には家吉村・金屋村・牛山村三か村の庄屋預かりとなっていた¹¹。

二・専西寺より分寺した友兼村専福寺・給村専福寺

伊勢方の一寺として専西寺より分寺した専福寺は、十五世紀後半に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」¹²には「北御門専福寺」がみえるが、永禄十二年(一五六九)の「宝慶寺寺領目録」¹³に「友包専福寺」とあるから、後に友兼村に移転して「友兼専福寺」と称した。永正十五年(一五一八)に「専福寺真勝」¹⁴、大永二年(一五三二)三月にも「専福寺真勝」¹⁵とあるが、この専福寺は住職名から考えて北庄仙福寺のことであろう。同五年の専修寺文書に「大野専福寺顕誓」「同民部卿顕心」¹⁶とあるのが友兼村専福寺であろう。

越前専修寺住持の真智・真空が死没した天正十四年五月以後、真智を擁立していた越前四か寺は伊勢方に帰属するように命じられたが、専西寺はこれを拒否、しかし、専西寺門徒惣代達は天正十三年十二月、同十九年六月の再度にわたり伊勢方の慈智院へ帰参を約しているが、恐らく専西寺を離れた門徒達の多くは友兼村専福寺へ帰参したものであると思われ

る。しかし、慶長年間に越前専修寺が再興されると、友兼専福寺も一旦越前専修寺へ帰参したらしく、寛永十年十月、西光寺・専福寺の両寺は松平忠昌に対し越前専修寺の正統性を逐一言上し主張している⁽²²⁾。しかし、翌十一年閏七月に江戸の寺社奉行所において両者の対決が行われ幕府の裁決は越前専修寺の敗訴に終わると、越前における畠中専修寺の末寺はすべて伊勢方へ帰参するように命じられた。ところが、専福寺の門徒の一部はこれを強く拒否し、寛永二十年六月、友兼専福寺の嫡子刑部卿(顕貞)を擁立して二十七人が血判起請文を交わして本願寺東派へ転派して御給村に専福寺を分寺したが、その後、専福寺は天和二年(一六八二)の百か寺騒動で西派へ転派した。

注記

- (1) 「松樹院系図」(松樹院文書)
- (2) 「専修寺文書」『県史2』
- (3) 永正十五年七月二十三日付「高田専修寺越前国末寺連署法度」(「専修寺文書」『県史2』)
- (4) (大永二年)三月十三日付「松樹院恵如等連署

書状」(「専修寺文書」『県史2』)

- (5) 大永五年五月二十六日付「松樹院恵如等連署請文」(「専修寺文書」『県史2』)
- (6) 永祿四年(二五六)十月二十八日付「越前国末寺中定書条々」(「専修寺文書」『県史2』)
- (7) 「安養院系図」安養院蔵
- (8) (永祿三)十月二十日付「勝覺寺明秀連署書状」(「専修寺文書」『県史2』)
- (9) 専光寺光如は、「安養院系図」では安養院唯如の二代目になっている。
- (10) 天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起請文」(「専修寺文書」『県史2』)
- (11) 慶長十五年(一六一〇)九月四日付「松木専光寺屋敷預り状」(「専修寺文書」『県史2』)
- (12) 寛永二年十二月二十二日付「松木専光寺屋敷預り状」(「専修寺文書」『県史2』)
- (13) 慶安二年三月九日付「松木専光寺屋敷預り状」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四卷)
- (14) 慶安五年九月十九日「専西寺・専光寺屋敷預り一件」・承応二年十月十九日付「専光寺屋敷預り状」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四卷)
- (15) 「専修寺文書」『県史』資2)
- (16) 永祿十二年六月十六日付「宝慶寺寺領目録」(「宝慶寺文書」『県史』資7)

(17) 前出の注(3) 参照。

(18) 前出の注(4) 参照。

(19) 前出の注(5) 参照。

(20) 天正十三年十二月十四日付「専西寺門徒惣代等連署請書」(「専修寺文書」『県史』資2)

(21) 天正十九年六月十四日付「専西寺門徒等起請文」(「専修寺文書」『県史』資2)

(22) 寛永十年十月二十八日付「越前専修寺言上書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四卷)

(23) 寛永十一年閏七月二十日「越前専修寺との対決覚書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四卷)

(24) 寛永二十年六月廿七日付「血判起請文」(御給専福寺文書『大野市史』社寺文書編)

第五節 越前における伊勢方の高田派寺院

一. 加戸円福寺と小和田本流院

加戸円福寺は三国湊にあった律宗の僧、秦氏慈道が真宗に帰依して慶良と改名したと伝え、後に加戸へ寺基を移すと、高田派布教の聖蹟拠点ともなった。十五世紀後期成立と推定される「坂本妙林院番帳写」¹⁾に「円福寺」が見え、永正十五年(二五一八)七月二十三日付「高田専修寺越前国末寺連署法度」²⁾にも

「円福寺真円」と見えるのが円福寺の唯一の史徴であろう。その後無住となったため、小幡村（福井市川西地区）から小和田本流院真孝が円福寺に入寺して本流院と改称したが、真孝は高田専修寺十世真慧の甥と云われることから、以後「連枝格寺院」として越前における伊勢方布教の根本道場となった。

永祿四年（一五六二）十月二十八日付「越前国末寺中定書条々」³には本流院真孝を筆頭に六か寺の有力寺院が連署していて円福寺は見えないから、本流院真孝が円福寺へ入寺したのは天文頃であろうか。但し「勝林寺由緒委細書」⁴には、本流院真孝の遷座は永祿十年七月とする。「朝倉始末記」によれば真孝の内室は朝倉義景の母光徳院・堀江景忠とともに若狭武田氏の娘で三姉妹であった。慶安三年（一六五〇）の「越前円光寺門徒出入一件請文」⁵には七か寺の連署状の筆頭に「本流院応仙」が連署している。

二・小幡勝林寺と加戸常楽寺

小幡村（福井市川西地区）の小和田本流院真孝が永祿十年（一五六七）七月に円福寺へ

遷座した後、跡地には真孝の弟、真養が住持して小和田山勝林寺を建置し、日本流院の門徒を支配した。なお、「青岸寺老僧坐御免之儀」に就いての年未詳四月二日付「勝林寺如空書状」が伝来するが、「如空」は「歴代系譜書」⁸には見えない。

高田専修寺十世真慧の晩年、十五世紀後期成立と推定される「坂本妙林院番帳写」⁹に「加戸西坊」とあるのは、坂井郡加戸に寺基を定めた常楽寺のことで、加戸円福寺の西側に位置したための通称であろう。「朝倉始末記」には常楽寺を智円の開基とするが、これよりも古く十五世紀後期以前には成立していた。恐らく高田専修寺十世真慧の布教により転宗したものである。常楽寺は伊勢専修寺方として永正十五年（一五二八）七月、大永二年（一五三二）三月、同五年五月の各専修寺文書にも「常楽寺真願」とあり、永祿四年（一五六二）十月、伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」¹³で誓約した本流院など六か寺の有力寺院中には「常楽寺智円」が見える。

三・折立称名寺・正行寺

折立称名寺の寺伝によれば、開基を鎌倉末期の佐々木三郎盛綱（法善坊光実）と伝え、建長元年（一二四九）高田専修寺三世顕智に帰依して改宗し、坂北郡木部庄、次いで吉田郡岡保庄西谷を経て折立に一字を建立したと云う。佐々木盛綱は鎌倉初期の武将で、親鸞とは二十二歳年長で法名も西念と称して、史実的には親鸞とは無関係であり、千葉乗隆著の「信濃真宗寺院成立の系譜」によると、佐々木盛綱と関連する寺伝を持つ信州の塩崎の康楽寺・松本正行寺の寺祖法善坊は、親鸞の直弟で常陸（茨城県）北郡の住人の法善門下が康楽寺や正行寺などの寺院形成に関係があるとされる。つまり、この法善と佐々木盛綱の伝承とが結び付きながら、東海、北陸へと伝播していったものと考えられるが、越前における高田系の寺院の北庄専福寺や本願寺派の橋立真宗寺などが佐々木盛綱（法善坊光実）を開祖とするのはこのため、越前を始め加賀・越中・三河・信濃の広範囲にわたる。なお、永享十二年（一四四〇）の「越前国小山庄田数諸濟等帳案」¹⁴に「紙山保折立郷」の中

に見える「太子堂」こそ当寺と関係がありそうである。

文明三年（一四七二）の本願寺八世蓮如の吉崎を中心とする北陸一帯の教化に対抗して、下野高田専修寺十世真慧も本格的に越前布教に乗り出し越前各所に高田派寺院を確保したが¹⁵、この時布教に来越した真慧の「折立北坊称名寺御房」宛書状が当寺に伝来する¹⁶。真慧時代の後期に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」には「折立北坊称名寺」の他「折立南坊」が見え、永正十五年（一五一八）に「北称名寺惠慶」・「南称名寺顕祐」¹⁸、大永二年（一五二二）三月にも「北称名寺惠慶」・「南称名寺顕祐」¹⁹、大永五年六月に「称名寺惠慶」²⁰、永祿四年（一五六二）十月、伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」²¹で誓約した本流院など六か寺の中に「折立称名寺」が見える。

高田派寺院が加賀における本願寺派の一向一揆へ対抗している中で、高田派の称名寺・聖徳寺ら三か寺の門徒に転派した芦見谷の皿谷村以下七か村の本願寺門徒が織田信長の武將の大野郡の領主金森長近から安堵され、折

立称名寺から分寺した本願寺派の橋立真宗寺も高田派に改派したことで柴田勝家から安堵されている²²。

室町末期に南称名寺が坂井郡黒目村へ寺基を移した後、その跡地には折立称名寺の与力としての下寺正林坊を置いたが、延宝二年（一六七四）に寺号を得て正林坊は正行寺となった。しかし、元禄十三年（一七〇〇）廃寺となり、正徳三年（一七一三）西河原村に真宗大谷派の願重坊を再興すると、正行寺は黒目称名寺の掛所として再興されるが、明治二十九年（一八九六）水害のため西天田へ移った²³。

四・黒目称名寺

折立称名寺より分寺した寺で、高田専修寺十世の真慧時代後期に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」²⁴には「折立北坊称名寺」と「折立南坊」が見えて、すでに両寺に分かれていたことが知られる。永正十五年（一五一八）に「北称名寺惠慶」に對して「南称名寺顕祐」²⁷、大永二年（一五二二）三月にも「南称名寺顕祐」²⁸が見える。この南称名寺も室町末年頃には坂井郡米納津村へ、

次いで黒目村（旧三国町）の海岸寄りに寺基を移したが、風砂の害のため近世初期に現在地に移転して「黒目称名寺」と称した。天正三年（一五七五）八月、織田信長の一向一揆平定のための侵攻により敗北した一揆の総大将の下間筑後法橋頼照は加賀へ逃れようとして下野村の称名寺門徒に討ち取られ、この時の柴田勝家・同勝定の感状が当寺に伝来する²⁹。寺内には宝幢寺・瑞光寺の二寺家があった。

五・聖徳寺

聖徳寺は相模国の土屋義清（法名西妙）の創建で、その子義種は専修寺三世顕智が加戸円福道場に滞在した際に帰依し、当初は村国（旧武生市）、後に下池田松ヶ谷移り、さらに現地の河内（旧美山町）に移ったと伝える。聖徳寺蔵の聖徳太子立像の頭部内から発見された墨付けに「嘉曆四年（一三二九）三月十三日、願主西妙により高塔大仏師により造立」³⁰とあり、願主西妙が当寺の開基であることは確実である。真慧時代の後期に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳

写」に「聖徳寺」が見え、永正十五年（一五一八）に「聖徳寺真専」、大永五年六月に「聖徳寺真西」、永祿四年（一五六二）十月、伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」で誓約した本流院など六か寺の中に「聖徳寺教西」が見え、元和五年（一六一九）には「聖徳寺真空」が見える。寺家に光照寺がある。

六・仙福寺

仙福寺は佐々木高綱の子、壬生丸（顕恵と号すが、『朝倉始末記』では高範と記す）が建長元年（一二四九）高田専修寺三世顕智に帰依して改宗したとするが、寺伝などが折立称名寺と一致するから、恐らく折立称名寺の北庄布教の拠点として分寺したものと思われ、分寺創建の時期は北庄石場が町場化した十五世紀中頃と考えられる。

永正十五年（一五一八）に「専福寺真勝」、大永二年（一五二二）三月にも「専福寺真勝」、永祿四年（一五六二）十月、伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」で誓約した本流院など六か寺の中に「北庄専福寺真慶」が見える。『朝倉始末記』によれば、天正二年

（一五七四）正月二十八日、本覚寺ら一向一揆が仙福寺を攻撃した際、住職慧玄は末子藏人を人質として一揆と和談したが、信長へ密かに使者を送って一揆には加わらなかつたという。法雲寺に伝来する「くま坂・北庄立屋（仙福寺）・しんかう松木」などの「寺屋敷書付」の「式反余北庄立屋」は越前畠中専修寺に寄進された仙福寺の除地であろう。慶安三年（一六五〇）の「御開山様預り状」には「石場仙福寺真海」が見え、伊勢専修寺に所属した。

七・法光寺

箕手山法光寺は浄土宗西山派の三橋山法興寺より分寺したと考えられる。浄土宗法興寺は田治島村（福井市）の「三橋」地籍にあつたとされ、法光寺は田治島村に北隣する岩倉村の「箕手」にあつたとされ両地籍は隣接する。岩倉も田治島も中世の田治庄内だから「箕手」も「三橋」も同一地籍であり、両寺とも寺名の音が同じだから、法光寺は浄土宗門下の法興寺より分寺したことは明らかで、真慧時代に伊勢専修寺派に帰属したものと思われる。

る。

浄土宗法興寺は、文永八年（一二七一）寂の浄土宗西山派の浄音法興が越前府中において最初に浄土宗布教を行った僧とされ、この法興を開祖とする法興寺は、特に朝倉時代に繁栄し、中興の祖といわれる正孝（融国）は朝倉孝景（宗淳）とも親交が厚く、医術に優れていたことから、寺の一室を養生所として家臣の病氣治療に当たり、朝倉氏滅亡後の天正三年（一五七五）に北庄（福井市）に寺基を移した。

真慧時代の後期に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」に「法光寺」が初めて見え、永正十五年（一五一八）に「宝光寺唯真」、大永五年六月にも「宝光寺唯真」と見えるが、天文六年（一五三七）五月、応真の跡を継職した堯慧が永祿三年（一五六〇）二月に権僧都に任官し、六月、幕府より高田専修寺住持職并諸末寺の安堵を保証されると、これを契機に堯慧みずから越前に入国して真智方の越前専修寺末寺を伊勢専修寺末寺に帰参せしめんことを朝倉氏へ提訴した。この提訴に伊勢方の雑掌として越前

活躍したのが箕手法光寺であった。⁴⁶ 承応三年（一六五四）の「寺号衣座入御免請状」⁴⁷には「法光寺秀如」が見える。文化七年（二八一〇）岩倉村から栃泉村赤坂に移転し、赤坂法光寺と呼ばれた。

注記

- (1) 年未詳「専修寺文書」『県史2』
 (2) 永正十五年七月二十三日付「高田専修寺越前国末寺連署法度」〔専修寺文書〕『県史2』
 (3) 「専修寺文書」『県史2』
 (4) 福井市小幡町勝林寺蔵
 (5) 慶安三年十月十四日付「越前円光寺門徒出入一件請文」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (6) 文政十三年（一八三〇）四月付「勝林寺由緒委細書」〔福井市小幡町勝林寺蔵
 (7) 年未詳四月二日付「勝林寺如空書状」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (8) 福井市小幡町勝林寺蔵
 (9) 年未詳「専修寺文書」『県史2』
 (10) 前出の注(2)
 (11) (大永二年)三月十三日付「松樹院恵如等連署書状」〔専修寺文書〕『県史2』
 (12) 大永五年五月二十六日付「松樹院恵如等連署

- 請文」〔専修寺文書〕『県史2』
 (13) 永祿四年（二五六二）十月二十八日付「越前国末寺中定書条々」〔専修寺文書〕『県史2』
 (14) 「天理図書館所蔵文書」〔県史〕資2
 (15) 「真宗史の研究」〔宮崎博士還暦記念会刊〕
 (16) 「称名寺文書」〔県史〕7
 (17) 「専修寺文書」『県史2』
 (18) 前出の注(2)
 (19) 前出の注(11)
 (20) 大永五年六月七日付「聖徳寺真西等連署請文」〔専修寺文書〕『県史2』
 (21) 前出の注(13)
 (22) 「称名寺文書」〔県史〕7
 (23) 「大野郡誌」
 (24) 「甲物帳」〔大谷大学図書館蔵〕によれば、足羽郡福居本瑞寺の役僧の願重寺順正に寛文十三年（二六七三）三月二十六日に木仏が下付されたが、その後廃寺となった願重寺の寺号は西河原村へ移転したものである。
 (25) 「足羽郡誌」後編
 (26) 前出の注(1)
 (27) 前出の注(2)
 (28) 前出の注(11)
 (29) 「称名寺文書」〔県史〕資4

- (30) 『県史』資14
 (31) 前出の注(1)
 (32) 前出の注(2)
 (33) 前出の注(20)
 (34) 前出の注(13)
 (35) 元和五年十月十六日付「聖徳寺真空起請文」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (36) 前出の注(2)
 (37) 前出の注(11)
 (38) 前出の注(13)
 (39) 「法雲寺文書」51号・52号「越廼村誌」史料編
 (40) 慶安三年閏十月二十八日付「御開山様預り状」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』第四卷
 (41) 『日本仏教史』第二卷・「福井県史」第一冊
 (42) 「養性室記」〔幻雲文集〕
 (43) 「専修寺文書」『県史2』
 (44) 前出の注(2) 『県史2』
 (45) 前出の注(20)
 (46) 「高田専修寺雑掌書状案」〔専修寺文書〕『県史2』
 (47) 承応三年八月十三日付「寺号衣座入御免請状」〔専修寺文書〕『真宗史料集成』